

## 上下水道局不用鉄類等売払い仕様書

- 1 件 名 上下水道局不用鉄類等売払い
- 2 品名及び数量 別紙1「不用鉄類等売却予定一覧」のとおり  
不用鉄類等 約 70,395 キログラム（目測）  
次の鉄類等を土砂・錆等の付着物が付いた現状態で売り払います。  
数量は目測のため、実際の重量と異なる場合がありますので、了解の上で見積りに参加すること。
- (1) 上下水道局水道部分（以下「水道部」とする。） 約 19,480 キログラム
- ① 与一配水場（静岡市葵区与一四丁目1番81号）  
・電気盤 等 約 1,360 キログラム
- ② 南安倍配水場（静岡市駿河区西中原二丁目7番55号）  
・電気盤、リアクター、インバータ 等 約 4,251 キログラム
- ③ 丸子新田取水場（静岡市駿河区丸子新田456番地の1）  
・発電機、受電盤類 等 約 5,550 キログラム
- ④ 清水谷津浄水場（静岡市清水区八木間町2021番地）  
・鋼管、電気ケーブル 等 約 8,319 キログラム
- (2) 上下水道局下水道部分（以下「下水道部」とする。） 約 50,915 キログラム
- ⑤ 城北浄化センター（静岡市葵区加藤島1番地の1）  
・鉄蓋 等 約 18,713 キログラム
- ⑥ 中島浄化センター（静岡市駿河区中島1711番地の1）  
・鉄くず 等 約 12,665 キログラム
- ⑦ 高松浄化センター（静岡市駿河区登呂五丁目3番1号）  
・鉄くず、弁類 等 約 935 キログラム
- ⑧ 清水南部浄化センター（静岡市清水区清開三丁目10番1号）  
・操作盤 等 約 14,612 キログラム
- ⑨ 清開ポンプ場（静岡市清水区清開二丁目1番1号）  
・その他機械部品 約 200 キログラム
- ⑩ 折戸雨水ポンプ場（静岡市清水区折戸一丁目1番5号）  
・角落し板 約 3,790 キログラム
- 3 契約の方法等
- (1) 契約方法は制限付一般競争入札とします。  
（水道部、下水道部を合わせて1件として入札書を提出）
- (2) 入札書の入札金額は、土砂・錆等の付着物が付いた状態（現状）での1kg当たりの単価（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）を記入してください。入札金額がゼロ又はマイナスとなり、買取りでの価格がつかない場合は、入札に参加はできません。
- (3) 入札参加者は、当該物品買受に係る営業に関して許可、認可等が必要な場合については、その許可認可等を受けていること。

4 引渡し場所 現置場

5 契約書書式 別紙2契約書書式を決定者との契約締結に使用しますので、契約内容等ご承知のう  
え、入札に参加してください。

6 費用負担 売払い物品の搬出、運搬、計量等の一切の費用は買受人の負担とします。

7 搬出計画

- (1) 搬出計画表提出期限 **令和4年10月11日(火)午後4時**
- (2) 搬出予定日及び搬出予定時間、搬出する車両台数及び1台あたりの最大積載量、合計積載量を別紙3「搬出計画表」に記入して、上下水道局水道部経営企画課 経理係 白鳥までご提出ください。
- (3) 同計画を変更しようとする際は、事前に上下水道局水道部経営企画課 経理係 白鳥に承諾を得たうえで、計画と実際の搬出時で相違がないようにしてください。

8 搬出作業

- (1) 搬出完了期限 **令和4年11月11日(金)午後4時**
- (2) 搬出は閉庁日を除く午前9時から正午又は午後1時から午後4時までとし、搬出日、時間は売払い  
主管課担当と協議してください。
- (3) 搬出作業開始時及び終了時には、作業開始及び終了の報告を上下水道局水道部経営企画課 経理係 白  
鳥 あてにご連絡ください。また、1回の搬出ごとに搬出車両のナンバー、最大積載量を上下水道局水  
道部経営企画課 経理係 白鳥 あてにご連絡ください。
- (4) 搬出作業には上下水道局職員が立会い、写真撮影等出車ごとの搬出確認を行います。
- (5) 車への過積載や、運搬時に資材が落下することがないようにしてください。

9 計 量

- (1) 現状のまま売却するので、土砂引き等の差し引きはしないでください。
- (2) 計量は、計量法に基づく県内の一般計量証明事業者において重量を計測し、計量証明書を水道部分、  
下水道部分に区分して提出してください。なお、計量証明書には計量年月日、時間の記入を行った上で  
必ず原本を提出すること。計量証明書の提出期限は、**令和4年11月25日(金)**とします。
- (3) 積み込み後は、毎回搬出ごとに、ただちに計量してください。
- (4) 収入が異なるため、水道部分、下水道部分に分けて計量してください。（搬出の積み込み時に水道部分  
及び下水道部分が混ざることのないようにすること。）

10 売買代金の納入

- (1) 納入金額  
納入金額は、水道部分及び下水道部分それぞれ計算することとし、契約単価（消費税込み）に重量を  
乗じた額（円未満切捨て）とします。
- (2) 納入期限 **令和4年12月23日(金)**
- (3) 納入方法  
水道部分及び下水道部分を合わせて1件の入札として執行しますが、売却代金の納入は水道部分及び

下水道部分それぞれの納入通知書により指定金融機関で納入期限までに払い込んでください。

- 11 売払い物品の確認 売払い物品の確認場所・時間は次のとおりです。なお、売払い物品の確認については任意ですが、確認をしていないことを理由に異議を申し立てることはできません。

(1) 確認場所・時間

- ① 与一配水場（静岡市葵区与一四丁目1番81号）

確認日時：令和4年9月12日（月）～令和4年9月20日（火） 午前9時～正午、午後1時～午後4時

※事前に与一配水場（電話 054-271-8711）に電話連絡し、確認日時を協議した上で確認すること。

- ② 南安倍配水場（静岡市駿河区西中原二丁目7番55号）

確認日時：令和4年9月12日（月）～令和4年9月20日（火） 午前9時～正午、午後1時～午後4時

※事前に南安倍配水場（電話 054-283-3304）に電話連絡し、確認日時を協議した上で確認すること。

- ③ 丸子新田取水場（静岡市駿河区丸子新田456番地の1）

確認日時：令和4年9月12日（月）～令和4年9月20日（火） 午前9時～正午、午後1時～午後4時

※事前に南安倍配水場（電話 054-283-3304）に電話連絡し、確認日時を協議した上で確認すること。

- ④ 清水谷津浄水場（静岡市清水区八木間町2021番地）

確認日時：令和4年9月12日（月）～令和4年9月20日（火） 午前9時～正午、午後1時～午後4時

※事前に清水谷津浄水場（電話 054-369-1440）に電話連絡し、確認日時を協議した上で確認すること。

- ⑤ 城北浄化センター（静岡市葵区加藤島1番地の1）

確認日時：令和4年9月12日（月）～令和4年9月20日（火） 午前9時～正午、午後1時～午後4時

※事前に下水道維持課（電話 054-270-9230）に電話連絡し、確認日時を協議した上で確認すること。

- ⑥ 中島浄化センター（静岡市駿河区中島1711番地の1）

確認日時：令和4年9月12日（月）～令和4年9月20日（火） 午前9時～正午、午後1時～午後4時

※事前に中島浄化センター（電話 054-285-3469）に電話連絡し、確認日時を協議した上で確認すること。

- ⑦ 高松浄化センター（静岡市駿河区登呂五丁目3番1号）  
確認日時：令和4年9月12日（月）～令和4年9月20日（火） 午前9時～正午、午後1時～午後4時  
※事前に高松浄化センター（電話 054-282-2263）に電話連絡し、確認日時を協議した上で確認すること
- ⑧ 清水南部浄化センター（静岡市清水区清開三丁目10番1号）  
確認日時：令和4年9月12日（月）～令和4年9月20日（火） 午前9時～正午、午後1時～午後4時  
※事前に清水北部浄化センター（電話 054-364-0011）に電話連絡し、確認日時を協議した上で確認すること。
- ⑨ 清開ポンプ場（静岡市清水区清開二丁目1番1号）  
確認日時：令和4年9月12日（月）～令和4年9月20日（火） 午前9時～正午、午後1時～午後4時  
※事前に清水北部浄化センター（電話 054-364-0011）に電話連絡し、確認日時を協議した上で確認すること。
- ⑩ 折戸雨水ポンプ場（静岡市清水区折戸一丁目1番5号）  
確認日時：令和4年9月12日（月）～令和4年9月20日（火） 午前9時～正午、午後1時～午後4時  
※事前に清水北部浄化センター（電話 054-364-0011）に電話連絡し、確認日時を協議した上で確認すること。

## 12 その他

- (1) 売払い物品の取扱いについては、関係法令等に従って適正に行ってください。
- (2) 売払い物品を引き渡した以後において、当該物品の原因による事故等が発生しても市（売払い側）は一切の責任を負わないこととします。
- (3) 不用鉄類の保管場所は、施設によって複数設けられていることもあるので、事前に担当者に確認すること。
- (4) その他不明な点がある場合は、必ず下記担当に確認してください。

## 13 担当

- (1) 売払い主管課担当（搬出日時協議・計量証明書提出・代金納入先）
  - ① 水道部分 上下水道局水道部経営企画課 経理係 白鳥  
静岡市葵区七間町15-1 上下水道局庁舎6階 電話 054-270-9120
  - ② 下水道部分 上下水道局下水道部下水道総務課 総務係 高木  
静岡市葵区七間町15-1 上下水道局庁舎6階 電話 054-270-9203
- (2) 契約主管課担当（入札、契約締結）  
財政局財政部契約課（静岡庁舎新館10階）物品調達係 遠藤 電話 054-221-1347

不用鉄類等売却予定一覧

別紙 1

【水道部分】

No.	保管場所	種別	数量	単位	単位当たり重量 kg	重量合計 (約)kg	課名	写真No.
1	与一配水場	電気盤	2	面	100	200.0	水道施設課(与一配水場)	与一1
2	与一配水場	電気盤	2	面	100	200.0	水道施設課(与一配水場)	与一2
3	与一配水場	電気盤	2	面	100	200.0	水道施設課(与一配水場)	与一3
4	与一配水場	電気盤	2	面	100	200.0	水道施設課(与一配水場)	与一4
5	与一配水場	電気盤	2	面	100	200.0	水道施設課(与一配水場)	与一5
6	与一配水場	電気盤	2	面	100	200.0	水道施設課(与一配水場)	与一6
7	与一配水場	電気盤	2	面	50	100.0	水道施設課(与一配水場)	与一7
8	与一配水場	雑品	6	個	10	60.0	水道施設課(与一配水場)	与一8
9	南安倍配水場	電気盤	2	個	400	800.0	水道施設課(南安倍配水場)	南安倍1,2
10	南安倍配水場	リアクター	2	個	230	460.0	水道施設課(南安倍配水場)	南安倍3
11	南安倍配水場	インバータ	4	個	75	300.0	水道施設課(南安倍配水場)	南安倍4
12	南安倍配水場	ドラム缶	2	個	25	50.0	水道施設課(南安倍配水場)	南安倍5
13	南安倍配水場	リアクター	1	個	40	40.0	水道施設課(南安倍配水場)	南安倍6
14	南安倍配水場	配線用ボックス	2	個	30	60.0	水道施設課(南安倍配水場)	南安倍7,8
15	南安倍配水場	インバーター	1	個	30	30.0	水道施設課(南安倍配水場)	南安倍8
16	南安倍配水場	ポンプ	1	個	345	345.0	水道施設課(南安倍配水場)	南安倍9
17	南安倍配水場	SUS304揚水管	33	m	50.5	1,666.5	水道施設課(南安倍配水場)	南安倍9
18	南安倍配水場	ケーブル	1	式	50	50.0	水道施設課(南安倍配水場)	南安倍9
19	南安倍配水場	バルブ	1	個	350	350.0	水道施設課(南安倍配水場)	南安倍10
20	南安倍配水場	雑鉄類	1	式	100	100.0	水道施設課(南安倍配水場)	南安倍11,12,13
21	丸子新田取水場	発電機	1	個	2300	2,300.0	水道施設課(南安倍配水場)	南安倍14
22	丸子新田取水場	受電盤類	3	個	250	750.0	水道施設課(南安倍配水場)	南安倍15,16
23	丸子新田取水場	ほか不用鉄類	1	式	2500	2,500.0	水道施設課(南安倍配水場)	南安倍17,18,19
24	清水谷津浄水場	300A、350A 鋼管	1	式	171	171.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津1
25	清水谷津浄水場	電気ケーブル	1	式	30	30.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津2
26	清水谷津浄水場	電線管 (CP16)	1	式	30	30.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津3
27	清水谷津浄水場	羽根車	1	個	35	35.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津4
28	清水谷津浄水場	ベアリング等	1	式	5	5.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津5
29	清水谷津浄水場	軸スリーブ	2	個	5	10.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津6
30	清水谷津浄水場	ライナーリング	2	個	5	10.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津7
31	清水谷津浄水場	カップリングボルト	8	本	1.25	10.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津8
32	清水谷津浄水場	水中ポンプ	1	個	350	350.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津9
33	清水谷津浄水場	SUS管	1	本	40	40.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津10
34	清水谷津浄水場	逆止弁	1	個	40	40.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津11
35	清水谷津浄水場	電線ケーブル	1	本	60	60.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津12
36	清水谷津浄水場	配管支持材	2	袋	500	1,000.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津13
37	清水谷津浄水場	歩廊	1	式	2000	2,000.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津14
38	清水谷津浄水場	駆動装置	1	式	150	150.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津15
39	清水谷津浄水場	配管材	1	式	868	868.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津16
40	清水谷津浄水場	レール	1	式	740	740.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津17
41	清水谷津浄水場	スプロケット	1	式	640	640.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津18
42	清水谷津浄水場	チェーン	1	式	1500	1,500.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津19
43	清水谷津浄水場	駆動装置カバー	1	式	100	100.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津20
44	清水谷津浄水場	手摺	1	式	100	100.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津21
45	清水谷津浄水場	配管支持材	1	式	100	100.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津22
46	清水谷津浄水場	ポンプ	1	台	50	50.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津23
47	清水谷津浄水場	ポンプカバー	1	式	20	20.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津24
48	清水谷津浄水場	鋼管 φ15	12	本	20	240.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津25
49	清水谷津浄水場	ワイヤー	1	式	20	20.0	水道施設課(谷津浄水場)	谷津26
水道部計						約9,480		

## 不用鉄類等売却予定一覧

No.	保管場所	種別	数量	単位	単位当たり重量 kg	重量合計 (約)kg	課名	写真No.
【下水道部分】								
50	城北浄化センター	一軸ねじ式ローター	1	本	50	50.0	下水道施設課	城北1
51	城北浄化センター	ベアリング等	1	式	60	60.0	下水道施設課	城北2
52	城北浄化センター	Φ100バルブ	3	個	20	60.0	下水道施設課	城北3
53	城北浄化センター	一軸ねじ式ステーター (大)	1	本	30	30.0	下水道施設課	城北4
54	城北浄化センター	一軸ねじ式ステーター (小)	1	本	5	5.0	下水道施設課	城北4
55	城北浄化センター	グレーチング	6	枚	20	120.0	下水道施設課	城北5
56	城北浄化センター	マンホール蓋、枠	2	枚	40	80.0	下水道施設課	城北6
57	城北浄化センター	プーリー	1	個	5	5.0	下水道施設課	城北7
58	城北浄化センター	マンホール鉄蓋	197	枚	34.7	6,835.9	下水道維持課	城北8
59	城北浄化センター	マンホール鉄蓋	244	枚	47	11,468.0	下水道維持課	城北8
60	中島浄化センター	雑品(非鉄金属と鉄)	1	式	4000	4,000.0	下水道施設課	中島1
61	中島浄化センター	鉄くず	1	式	8000	8,000.0	下水道施設課	中島2
62	中島浄化センター	ステンレス	1	式	500	500.0	下水道施設課	中島3
63	中島浄化センター	電線	1	式	150	150.0	下水道施設課	中島4
64	中島浄化センター	アルミ	1	式	15	15.0	下水道施設課	中島5
65	高松浄化センター	弁類	1	式	275	275.0	下水道施設課	高松1
66	高松浄化センター	鉄棒	1	式	10	10.0	下水道施設課	高松1
67	高松浄化センター	グレーチング	2	枚	100	200.0	下水道施設課	高松2
68	高松浄化センター	鉄板	1	式	50	50.0	下水道施設課	高松2
69	高松浄化センター	鉄くず	1	式	350	350.0	下水道施設課	高松3
70	高松浄化センター	鋼板(階段)	1	個	50	50.0	下水道施設課	高松3
71	清水南部浄化センター	配管Φ30	1	本	10	10.0	下水道施設課	南部1
72	清水南部浄化センター	配管Φ20	4	本	8	32.0	下水道施設課	南部2
73	清水南部浄化センター	配管Φ10	4	本	5	20.0	下水道施設課	南部3
74	清水南部浄化センター	柱	22	本	5	110.0	下水道施設課	南部4
75	清水南部浄化センター	搔寄機チェーン	1	式	1800	1,800.0	下水道施設課	南部5
76	清水南部浄化センター	スプロケット	5	個	60	300.0	下水道施設課	南部6
77	清水南部浄化センター	電油操作器	1	台	500	500.0	下水道施設課	南部7
78	清水南部浄化センター	吐出弁	1	台	900	900.0	下水道施設課	南部8
79	清水南部浄化センター	操作盤	1	台	1500	1,500.0	下水道施設課	南部9
80	清水南部浄化センター	アルミ覆蓋	97	枚	80	7,760.0	下水道施設課	南部10
81	清水南部浄化センター	アルミ覆蓋	28	枚	60	1,680.0	下水道施設課	南部11
82	清開ポンプ場	その他機械部品(エンジン高圧洗浄機)	1	式	200	200.0	下水道施設課	南部12
83	折戸雨水ポンプ場	角落し板 2300×500×140	7	枚	130	910.0	下水道施設課	南部13
84	折戸雨水ポンプ場	角落し板 2800×530×140	9	枚	170	1,530.0	下水道施設課	南部14
85	折戸雨水ポンプ場	角落し板 2500×530×140	9	枚	150	1,350.0	下水道施設課	南部15
下水道部計						約50,915		
上下水道局計						約70,395		

## 売 買 契 約 書

不用鉄類等の売買に関し、売渡人静岡市公営企業と買受人 [ ] との間に、次のとおり契約を締結する。

## (信義誠実の義務)

第1条 売渡人及び買受人は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

## (売買物件の表示)

第2条 売渡人は、その所有に係る仕様書に掲げる不用鉄類等を現状のまま買受人に売り渡し、買受人は、これを買受けるものとする。

## (売買物件の引渡し等)

第3条 売買物件の引渡しは、売渡人の指定する日時及び場所において行うものとし、買受人は、当該売買物件の現状を確認し、後日に至り異議を申し立てないものとする。

2 買受人は、当該売買物件の引渡しを受けたときは、仕様書に掲げる搬出完了期限までに当該売買物件を搬出するものとする。

3 買受人は、当該売買物件の搬出後、直ちにその重量を計測の上、その計量証明書を仕様書に掲げる提出期限までに売渡人に提出するものとし、売渡人はこれを確認するものとする。

## (履行の追完等)

第4条 前条に規定する引渡し後において、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるとしても、売渡人は、契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完の責めを負わないものとする。

## (売買代金の額及び納入)

第5条 売買物件の売買代金は、売買物件1キログラム当たり金 [ ] 円（消費税及び地方消費税の額を含む）に第3条第3項による重量を乗じた金額（円未満切捨て）とし、買受人は、売渡人が定める納入通知書により、令和4年12月23日までに売渡人が指定する金融機関に一括して納入するものとする。

## (遅滞金)

第6条 買受人は、前条に規定する納期限までに売買代金を納入しなかったときは、その納期限の翌日から起算して遅滞日数1日につき、契約金額の2,000分の1に相当する金額を遅滞金として売渡人に支払うものとする。

## (催告による契約の解除)

第7条 売渡人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 第5条に規定する期限までに売買代金を納入しないとき。

(2) 前号に定める場合のほか、買受人がこの契約の条項に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、買受人は、売渡人に対し売買代金の100分の10に相当する額を支払うものとする。

## (催告によらない契約の解除等)

第8条 売渡人は、買受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、売渡人は、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約を完全に履行することができないことが明らかであるとき。

(2) この契約締結又は履行について、不正の事実があったとき。

(3) 次のアからオまでのいずれかに該当するとき。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(4) 契約解除の申出をしたとき。

2 買受人は売買物件がその引渡し以前に天災地変その他不測の事由により毀損したときは、この契約を解除することができるものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合は、買受人は、売渡人に対し売買代金の100分の10に相当する額を支払うものとする。

（損害賠償）

第9条 第7条又は第8条の規定によりこの契約が解除された場合において、売渡人に損害を生じたときは、買受人は、損害賠償の責めを負う。

2 第7条又は第8条の規定によりこの契約が解除された場合において、買受人に損害が生じても、売渡人は、一切その責めを負わない。

（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

第10条 買受人は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、売渡人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として契約金額の10分の2に相当する額を売渡人に支払わなければならない。この契約が履行された後においても、同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 買受人又はその役員若しくは使用人が、独占禁止法第11章の規定又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の規定に該当して有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の規定は、売渡人に生じた実際の損害額が同項の規定による損害賠償金の額を超える場合においては、売渡人が当該超過する金額の賠償を買受人に請求することを妨げるものではない。

3 第1項の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、静岡市契約規則（平成15



年規則第 47 号) 第 47 条第 3 項の規定により契約保証金額に相当する額を支払うときにおいても、売渡人が第 1 項の損害賠償金の支払を買受人に請求することを妨げるものではない。

(市長への報告等)

第 11 条 買受人は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(契約の失効)

第 12 条 この契約は、売買物件がその引渡し以前に天災地変その他不測の事由により滅失したときは失効するものとする。この場合において、当該売買物件に係る売買代金が納付されている場合は、売渡人は、買受人に対し当該売買物件に係る売買代金を返還し、買受人は、売渡人に対し、当該売買物件に係る売買代金の返還を除く一切の請求を行わないものとする。

(定めのない事項等の処理)

第 13 条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、売渡人、買受人協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、売渡人、買受人両者記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

静岡市葵区七間町 15 番地の 1

売渡人

静岡市公営企業管理者 森下 靖

買受人

## 上下水道局不用鉄類等売払い 搬出計画表

記入日 令和4年 月 日

【提出先】静岡市上下水道局水道部経営企画課 白鳥 (FAX : 054-270-9122)

記入者氏名 ( )

区分	No.	搬出場所	予定数量(kg)	搬出予定日	搬出予定時間	a	b	c=a×b
						車両台数(台)	1台あたり 最大積載量(kg)	合計積載量(kg)
水道	1	与一配水場	1,360	月 日 ( )	:			
	2	南安倍配水場	4,251	月 日 ( )	:			
	3	丸子新田取水場	5,550	月 日 ( )	:			
	4	清水谷津浄水場	8,319	月 日 ( )	:			
下水道	5	城北浄化センター	18,713	月 日 ( )	:			
	6	中島浄化センター	12,665	月 日 ( )	:			
	7	高松浄化センター	935	月 日 ( )	:			
	8	清水南部浄化センター	14,612	月 日 ( )	:			
	9	清開ポンプ場	200	月 日 ( )	:			
	10	折戸雨水ポンプ場	3,790	月 日 ( )	:			
計			70,395					